

第2章

分野別の復旧・復興の取り組み状況

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第1項 被災者の生活環境の確保

復旧期	再生期 平成26年	再生期 平成27年
<p>関係機関と連携し、安心した生活環境の確保に努める</p> <p>地震と津波により、住家をはじめとする個人の財産、公共交通機関、ライフライン、物流等の社会的基盤に大きな被害がありました。被災者生活の再建は最重要課題であり、仮設住宅の提供、生活物資の確保、電気・ガス・水道のライフライン復旧に注力しました。避難者の当面の生活拠点として、応急仮設住宅(プレハブ)を406団地22,095戸整備したほか、みなし仮設住宅等を合わせて、平成24年4月までに、48,436戸の仮設住宅等を提供(入居戸数:47,861戸)しました。</p> <p>併せて、応急仮設住宅には、仮設集会所等のコミュニティスペースを設置するとともに、被災した高齢者等が安心して生活できるよう、見守り支援等の援助を行う市町サポートセンターの設置を進め、被災者のケアと地域コミュニティの維持・再構築に向けた支援体制を整えました。電車・バス各線、離島航路等、公共交通機関の早急な復旧に向け関係機関との調整を進めました。</p>	<p>累計5,288戸の災害公営住宅に入居完了 コミュニティの再構築推進</p> <p>県外避難者の避難生活の安定や円滑な帰郷を促すため、東京に支援員を配置し、避難自治体と連携して支援を行いました。また、ニーズの把握を定期的に行うとともに、「みやぎ復興定期便」の発行を開始し、「みやぎ被災者生活支援ハンドブック」は改訂版を発行しました。また、見守り活動やサポートセンター開設などの被災者支援を検討する自治体に対して、補助を行いました。災害公営住宅に関しては、前年度に引き続き整備を進めるとともに入居を促進しました。仮設住宅からの円滑な住み替えが行えるよう、各世帯が抱える課題に応じた福祉サービスの紹介などの相談支援活動を実施するほか、被災者の県営住宅の入居条件を緩和しました。また、木造住宅の耐震診断・改修に対し、助成等を行いました。被災地で新しいまちづくりが進む中、市町村や関係団体と連携して「復興応援隊」を設置するなど、住民のコミュニティづくりを支援しました。</p>	<p>累計9,812戸の災害公営住宅に入居完了 新たなコミュニティづくりも支援</p> <p>前年度に引き続き、県外避難者の支援と帰郷促進事業を行い、「みやぎ被災者生活支援ハンドブック」も発行しました。また、見守り活動の継続と支援体制の継続を検討する自治体への支援も引き続き行いました。災害公営住宅の整備を促進するとともに、仮設住宅からの円滑な住み替えが行われるよう、被災者の住宅確保等に関する支援事業を実施するとともに、相談支援活動も継続して行いました。住宅再建の本格化に伴い、この年から新たに自立再建に向けて希望条件に合う工務店の紹介や、建設事業者間における職人、資材等の融通を支援する宮城復興住宅マッチングサポート事業を開始しました。さらに地域課題を解決し、コミュニティの再生を促進するため、アドバイザーの派遣や資金の補助を行いました。新しくできたまちでのコミュニティが醸成されるよう、支援の継続も行いました。</p>



写真:完成した災害公営住宅(岩沼市玉浦地区)



写真:完成した災害公営住宅(石巻市筒場地区)

応急仮設住宅
入居状況(平成28年3月31日現在)

種類	入居戸数(戸)	入居者数(人)	備考(平成24年4月)
プレハブ仮設住宅	10,534	22,385	プレハブ仮設住宅 21,610戸 53,269人
民間賃貸借上住宅	8,358	19,287	民間賃貸借上住宅 25,137戸 67,753人
その他の仮設扱い住宅	275	620	その他の仮設扱い住宅 1,114戸 2,608人
計	19,167	42,292	計 47,861戸 123,630人 (▲ 28,694戸 ▲ 81,338人)

※プレハブ仮設住宅:当初整備406団地22,095戸、解体済み22団地536戸(H28/3/31現在384団地21,559戸)
※その他の仮設扱い住宅:国家公務員宿舎、公営住宅等

①被災者の良好な生活環境の確保

再生期における取り組みのポイント

- 見守り活動の継続 ●健康相談の継続 ●県外避難者への支援と帰郷促進 ●生活交通の復旧

復旧期	再生期 平成26年	再生期 平成27年
<p>サポートセンターの開設を進め、 多様な被災者ニーズに応じた支援を実施</p> <p>県では、被災市町における仮設住宅サポートセンター開設を進め、平成25年3月までに13市町61カ所に開設されました。サポートセンターでは、生活支援相談員等が巡回相談や総合相談、交流サロンや介護予防教室等、ニーズに応じた支援に取り組みました。平成23年9月には、各サポートセンターの後方支援組織として、宮城県サポートセンター支援事務所を開設し、生活支援相談員等に対する研修会等を実施しました。</p> <p>平成23年は仮設住宅における住民の足を確保するために沿岸地域の住民バス運行に対し財政支援を行なうとともに、復興過程に応じた住民の移動手段確保を図るため、国・バス事業者・各市町間の連絡調整、情報提供により、地域交通の運行を支援しました。</p> <p>平成25年3月には、「県外避難者の帰郷支援に関する方針」を策定し、避難先自治体等と連携し、避難者の所在やニーズ等の把握に努めるとともに、様々な支援等に関する情報提供、相談援助等の支援を行いました。</p>	<p>見守り活動や健康相談の継続 住民の生活交通確保の支援</p> <p>まちの保健室を含む被災市町が行う保健師等による仮設住宅集会所等での健康相談や仮設住宅入居者等の家庭訪問等被災者健康支援に要する経費を8市町に補助したほか、支援を検討する市町にも補助を行いました。サポートセンターによる見守りを継続するとともに、健康相談や訪問活動や消費生活相談を実施しました。</p> <p>県外避難者全世帯へ6月から新たに「みやぎ復興定期便」の発行を開始しました。毎月1回、復興状況や各種支援情報を掲載した情報紙を庁内や被災市町との連携により作成し、災害公営住宅の募集状況等とともに情報提供しました。</p> <p>また、「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」について、制度改正等を反映した改訂版を作成し、応急仮設住宅等の入居者等、約3万5千世帯へ配布するとともに、市町村の窓口等に配置しました。</p> <p>震災により甚大な被害を受けたバス事業者に対し、バス運行費補助等による運行支援を行うとともに、仮設住宅に対応する沿岸市町の住民バス運行に係る要件を緩和し、財政支援を行いました。また、地域住民の生活交通の確保についても各市町と連携を密にし、運行状況や住民からの要望等を確認しながら支援を継続しました。</p>	<p>みやぎ避難者帰郷支援センター設置 仙石線と東北本線の整備支援</p> <p>避難先における住居や健康、生活状況、今後の生活予定等に関するアンケート調査を9月に実施し、調査の結果は避難元や避難先自治体と情報共有を図りました。また、避難者名簿を整理するとともに、関係自治体等と共有を図りました。</p> <p>そのほか、宮城県外において、震災に係る広域避難者に対する支援活動をしているNPO等と連携のもと、みやぎ避難者帰郷支援センターを、県外避難者支援員を配置している関東地方及び関西地方以外の地域5カ所で設置しました。</p> <p>被災者への見守り活動も継続するとともに、支援体制を検討する市町への支援を継続しました。宮城県サポートセンター支援事務所の運営や、被災者支援従事者の研修、地域福祉マネジメント研究会等を実施しました。</p> <p>3月にJR石巻線が、5月にはJR仙石線が全線運転再開しました。仙石線は、接続線を利用した仙石東北ラインが同日開業し、仙台駅～石巻駅間で震災前より約12分の時間短縮が実現しました。</p>



写真:東京で行われた第1回宮城県避難者交流会



写真:見守り活動(名取市)

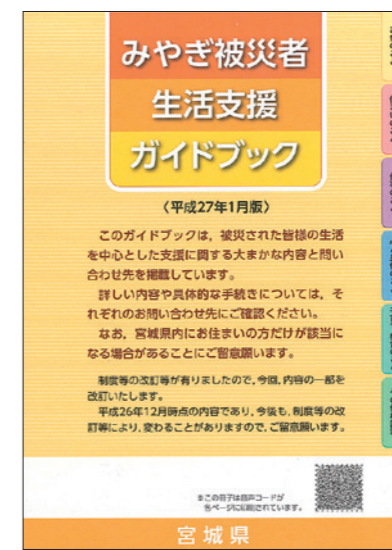


写真:みやぎ被災者生活支援ガイドブック(平成27年1月版)



写真:みやぎ復興定期便(平成26年5月号)

③ 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援

再生期における取り組みのポイント

●スムーズな恒久住宅への住み替え支援

復旧期	再生期	平成26年	再生期	平成27年
-----	-----	-------	-----	-------

みなし応急仮設住宅を含めた住居の確保を促進

「木造住宅等震災対策事業」により、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し助成を行い、耐震化を促進しました。この事業では、市町村から、希望者が多いため耐震診断件数を増やしたいとの要望があり、耐震改修助成を耐震診断助成に振り替えて実施しました。平成24年度は普及啓発用パンフレットによる周知も進めました。

また、震災により被災した宅地回復に向けて、4市町(塩竈市、白石市、亶理町、利府町)において実施された「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」を支援しました。平成25年度には3市町6地区で宅地復旧の工事が完了しました。

そのほか、平成25年度は、国の補助により、津波により浸水し災害危険区域に指定された地域から住宅を個別に移転する被災者等に対して、必要な経費を補助する取り組みが行われました。

応急仮設住宅の適切な管理と木造住宅等の耐震化促進

応急仮設住宅を適切に管理するため、関係市町村等で組織する応急仮設住宅管理推進協議会等に対し、共同利用施設の維持管理等に要する経費を補助しました。

震災により誘発された垂炭跡陥没の被害を受けた住宅・敷地及び農地等の復旧を実施する団体に対し経費の補助を行い、平成26年度は7件の復旧工事を認定しました。

そのほか、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し引き続き助成等を行い、耐震化を促進しました。

応急仮設住宅の供与終了に向けて、多方面から円滑な転居を支援

応急仮設住宅の供与終了に向けて、仮設住宅入居者が恒久的住宅へ円滑に転居できるよう、支援員が個別訪問による相談支援や各世帯が抱える課題に応じた福祉サービス等を紹介する宮城県被災者転居支援センター、県内の物件情報・不動産事業者の紹介を行う宮城県住宅情報提供コールセンターを設置しました。高齢者や障害者(支援対象者)の住宅再建を支援するため、賃貸借契約等を締結した貸主に奨励金を支給する宮城県民間賃貸住宅提供促進奨励金の事業を実施しました。

また、震災により誘発された垂炭跡陥没の被害を受けた住宅・敷地及び農地等の復旧を実施する団体に対し、経費の補助を行い、平成27年度は6件の復旧工事を認定しました。

そのほか、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し、引き続き助成等を行い、耐震化を促進しました。

民間賃貸住宅を再建先とする被災者の方々に、住宅確保に関する情報提供やマッチング支援を行いました。



写真:耐震改修推進のためのパンフレット

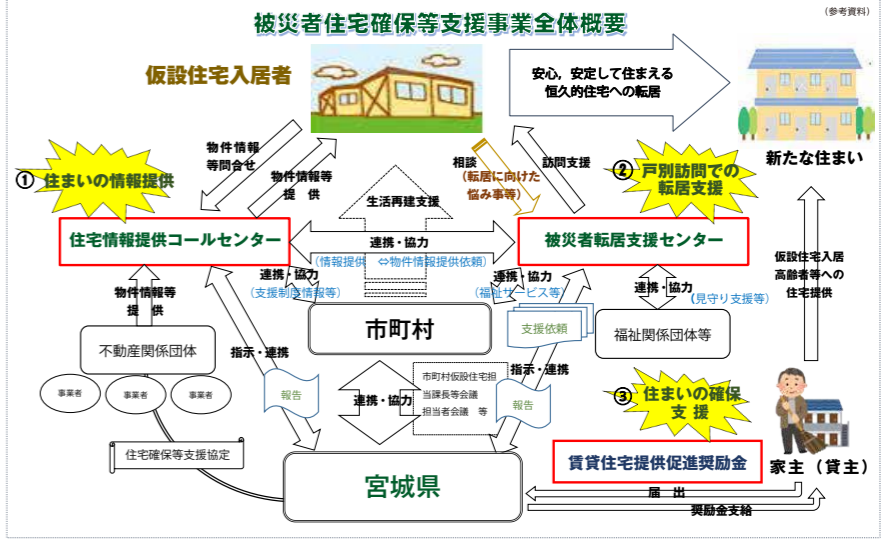


写真:被災者住宅確保等支援事業の全体概要

② 災害公営住宅の早期整備

再生期における取り組みのポイント

●災害公営住宅の計画的な整備 ●民間事業者の手法の活用や民間賃貸住宅の借上げ、買取りを含めた早期の住宅供給

復旧期	再生期	平成26年	再生期	平成27年
-----	-----	-------	-----	-------

「宮城県復興住宅計画」を策定 市町村と県が連携し、早期整備を図る

快適で安心できる良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を早期かつ円滑に整備するため、「宮城県復興住宅計画」を策定し、平成27年度までに約12,000戸整備する災害公営住宅の方針を示しました。整備にあたっては、県による市町村の建設支援(設計・工事)、独立行政法人都市再生機構や民間事業者を活用した買取など、多様な手法を活用し、早期整備を図りました。

また、災害公営住宅の整備にあたっては、住宅の復興を市町村と県が連携して進めていくための「復興住宅市町村連絡調整会議」において、災害公営住宅の整備指針の策定や各種整備スキーム・管理手法の検討を行い、情報共有や各種調整を行いました。平成26年3月までに、21市町166地区10,220戸で事業に着手、うち9市町26地区2,215戸について県が市町から受託して事業に着手しました。また、9市町27地区1,351戸が完成し、順次入居が進みました。

累計13,845戸の事業開始 累計5,288戸の工事完了

復旧期に続き、災害公営住宅の整備を進めました。平成27年3月までに、県内21市町236地区13,845戸で災害公営住宅の事業に着手し、うち、21市町115地区5,289戸については工事が完了し、21市町115地区5,288戸が完成しました。

また、「県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ストックの有効活用を図るため、県営住宅16団地について改善のための設計や工事を実施、県営住宅5団地について修繕のための設計や工事を実施しました。

そのほか、二重ローンを抱えることとなる被災者の負担軽減を図るため、既住宅債務を有する被災者が新たな借入により住宅を再建する場合に、既住宅債務に係る利子に対して助成を行い、116件の補助金を交付しました。

累計14,746戸の事業開始 累計9,812戸の工事完了

災害公営住宅は平成28年3月までに、県内21市町275地区14,746戸で災害公営住宅の事業に着手し、うち、21市町210地区9,812戸が完成しました。

また、民間の賃貸住宅の借上げや買取りを促進するとともに、今年度から新たに建築事業者と新築を検討する被災者をつなぐマッチングサポート事業を実施しました。

また、前年度に続き、県営住宅16団地について改善のための設計や工事を実施、県営住宅19団地について修繕のための設計や工事を実施しました。二重ローンに対する助成は、67件実施しました。

災害公営住宅整備(事業着手)状況 (平成28年3月31日現在)

市町名	計画戸数	着手地区数	着手戸数		完了戸数	
				進捗率		進捗率
仙台市	3,179戸	48地区	3,179戸	100.0%	2,889戸	90.9%
石巻市	4,500戸	84地区	3,490戸	77.6%	2,044戸	45.4%
塩竈市	419戸	9地区	419戸	100.0%	115戸	27.4%
気仙沼市	2,133戸	29地区	2,133戸	100.0%	476戸	22.3%
名取市	716戸	3地区	618戸	86.3%	92戸	12.8%
多賀城市	532戸	4地区	532戸	100.0%	208戸	39.1%
岩沼市	210戸	1地区	210戸	100.0%	210戸	100.0%
東松島市	1,010戸	15地区	831戸	82.3%	648戸	64.2%
亶理町	477戸	11地区	477戸	100.0%	477戸	100.0%
山元町	490戸	5地区	490戸	100.0%	373戸	76.1%
松島町	52戸	3地区	52戸	100.0%	52戸	100.0%
七ヶ浜町	212戸	5地区	212戸	100.0%	212戸	100.0%
利府町	25戸	1地区	25戸	100.0%	25戸	100.0%
女川町	864戸	16地区	657戸	76.0%	258戸	29.9%
南三陸町	738戸	8地区	738戸	100.0%	244戸	33.1%
登米市	84戸	6地区	84戸	100%	60戸	71.4%
涌谷町	48戸	3地区	48戸	100.0%	48戸	100.0%
栗原市	15戸	3地区	15戸	100.0%	15戸	100.0%
大崎町	170戸	6地区	170戸	100.0%	170戸	100.0%
大郷町	3戸	1地区	3戸	100.0%	3戸	100.0%
美里町	40戸	3地区	40戸	100.0%	40戸	100.0%
21市町	15,917戸	264地区	14,423戸	90.6%	8,659戸	54.4%

※平成29年度までに整備予定
 ※詳しくは「東日本大震災からの復興・復興事業の進捗状況【復興実感・復興加速】」を参照
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/dobokusom/doboku-sintyoku-press.html>



写真:二重ローン支援の告知ポスター

④ 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

再生期における取り組みのポイント

- 地域における活力創出のための活動や人材育成支援
- 地域コミュニティの再構築に向けた取り組み

復旧期 再生期 平成26年 再生期 平成27年

被災者がより安心して暮らすためのサポート強化

平成23年度には応急仮設住宅における「要援護者マップ」作成等、地域の支え合い活動の立ち上げに向けた取り組み等を支援しました。民俗芸能では、継続困難となった地域の祭礼行事等の再開を進めるため、2つの文化財保持団体等に対して、用具等の整備に関わる経費を助成しました。また、NPO等の活動費用を補助しました。

平成24年度には、被災した外国人のために、6言語による相談窓口「みやぎ外国人相談センター」を開設、被災地へ通訳ボランティア派遣等が行われました。また、平成24年度に「仮設住宅サポートセンター」を順次開設、平成25年3月までに、13市町62カ所で開設されました。

平成25年度には集会施設等の住民交流施設を5市町11施設で整備、地域コミュニティ再構築や地域活動活性化に取り組み、前年度に立ち上げた「復興応援隊」による地域活動支援も引き続き実施しました。

また、国の交付金を活用した新規事業「震災復興担い手NPO等支援事業」を実施しました。



写真:被災者のための交流拠点(気仙沼市)



写真:地域住民の生きがいづくり活動

「復興応援隊」を設置するなどコミュニティの再生を支援

被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、13市町で60箇所の総合相談・巡回訪問・交流サロン実施補助を行いました。また、市町が行う各種被災者支援事業への補助等も継続しました。

市町村や関係団体と連携し5市町13地区に59名の「復興応援隊」を設置し、地域毎のテーマに応じた地域活動を実施し、被災地域の復興プロジェクトを推進したことにより、地域の活性化や住民が率先して行うコミュニティづくり参画への意識の醸成等が図られました。

地域の復興から将来的な地域振興に繋がるような事業、新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業を実施する48団体に助成し、活動を支援しました。

兵庫県からの義援金を財源とし、地域コミュニティの再構築、住民主体の地域活動の活性化及び地域防災力の向上を図るため、震災により甚大な被害を受けた沿岸市町を対象として、集会所等の住民交流拠点施設の整備及び同施設を活用した住民活動に対して補助しました。8市町に対し補助し、10施設が整備されました。



写真:地域お茶っご会の様子

継続したコミュニティの再構築と新たな暮らしのコミュニティ形成の推進

引き続き、被災地域での高齢者等の安心した生活のために、13市町で56カ所の総合相談・巡回訪問・交流サロン実施補助をしました。また、市町が行う各種被災者支援事業への補助等も継続しました。

「復興応援隊」は昨年に続き4市町12地区に55名を設置しました。地域の復興から将来的な地域振興に繋がるような事業、新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業を実施する対する助成は58団体に実施しました。

地域コミュニティの再構築、住民主体の地域活動の活性化及び地域防災力の向上を図るための補助も行いました。新しいまちづくりが進み、4市町9地区の施設整備と、2市2地区の住民活動を支援しました。



写真:住民による地域の担い手人材発掘・育成会議



写真:南三陸町志津川地区の復興応援隊

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第2項 災害廃棄物の適正処理

復旧期

県が主体となり、災害廃棄物の処理を担う

災害廃棄物の処理については、市町村において処理することが困難なため、県が代行して災害廃棄物の処理を進め、1年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去して、分別を行った上で、概ね3年以内に大規模な二次仮置き場に移動して一元的に処理することとしました。県では、沿岸15市町のうち、12市町から約647万t(津波堆積物約325万tを除く)の処理を受託し、県が処理主体となって、県内4ブロック、8処理区に分けて、処理を進めることとしました。

平成24年7月には、被災地に散乱した災害廃棄物の集積がほぼ終了し、県が処理を受託した各ブロック・処理区における処理業務の発注も全て終了しました。さらに、平成25年4月には、県の処理プラントが全て本格稼働しました。

焼却処理については、平成26年1月に県内全ての処理を終了し、焼却灰の最終処分など残る全ての処理についても、平成26年3月までに完了しました。



写真:災害廃棄物一次仮置き場(名取市)

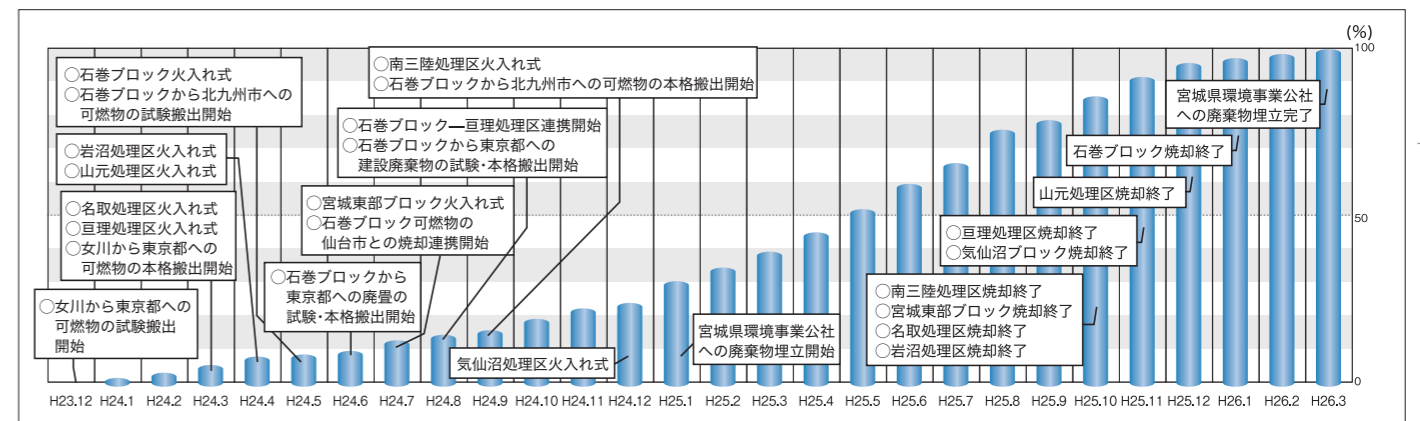


写真:災害廃棄物二次仮置き場(石巻市)



写真:海洋がれきの除去作業(気仙沼市)

処理進捗率の推移(県震災廃棄物対策課処理分)

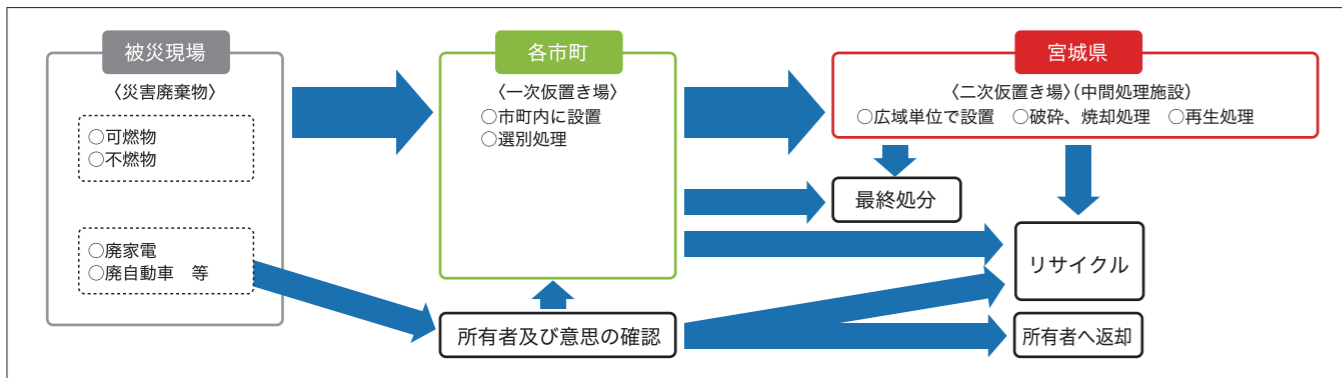


① 災害廃棄物の適正処理

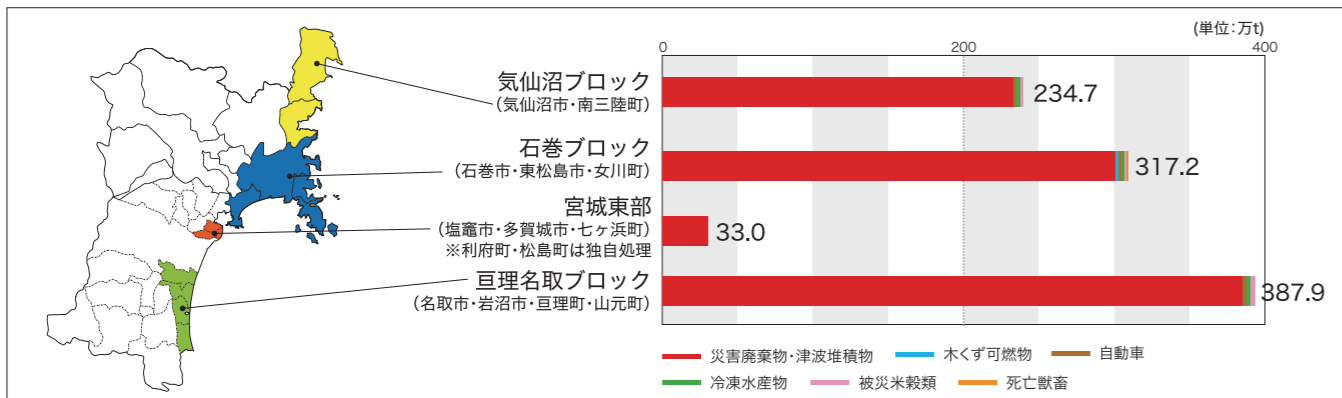
復旧期における取り組みのポイント

● 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

① 災害廃棄物処理の流れ



② 災害廃棄物処理のブロック構成・処理量



③ 処理の概要 (県震災廃棄物対策課処理分)



第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第3項 持続可能な社会と環境保全の実現



官民の連携を進め、力を合わせて、
クリーンエネルギーの積極的導入を図る

震災復興に合わせて「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、新エネルギー・省エネルギー設備や住宅用太陽光発電設備の導入支援のほか、防災拠点施設への再生可能エネルギーや蓄電池の導入支援を行いました。また、沿岸市町や民間事業者によるクリーンエネルギーの先進的な活用促進による地域づくり等を進めるため、「みやぎスマートシティ連絡会議」において、情報共有やメガソーラー事業導入等の検討を進めました。

自然環境の保全については、搬出間伐を主とした森林整備への支援を実施し、県産材の安定供給や森林整備の推進による木材産業の復興、県土保全など、森林の多面的機能の維持に努めました。平成24年度からは仙台湾海浜県自然環境保全地域の学術調査を始め、沿岸被災地における希少生物保護保全対策を進めました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた、有害捕獲されたイノシシ等の肉の放射性物質モニタリング調査も実施しました。

太陽光発電システムの普及を促進
エコタウン形成を推進する

県民に対して、住宅用太陽光発電システムの普及を促し、4,792件の住宅用太陽光発電システムについて、経費の補助により設置を支援しました。また、災害時に防災拠点となる157施設(市町村146施設、事務組合4施設、民間施設7施設)に対して、再生可能エネルギーや蓄電池の導入に要する経費の補助を行いました。

さらには、クリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくり(エコタウン)の形成を推進し、調査補助等を行ったほか、エコタウン推進委員会において講演会及び視察会を開催し、併せて、印刷物「みやぎ復興エネルギーパーク」を1,000部作成、配布し、県内のエコタウンのPR活動を行いました。

そのほか、森林整備を進め、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生への未然防止を図りました。

自然環境の保全については、沿岸被災地における希少野生動植物の保護・保全対策を実施しました。

継続して、太陽光発電システムの普及を促進
災害公営住宅の屋根貸しの導入を進める

引き続き、3,376件の住宅用太陽光発電システムについて、経費の補助により設置を支援しました。また、災害時に防災拠点となる138施設(市町村132施設、事務組合4施設、民間施設2施設)に対して、再生可能エネルギーや蓄電池の導入に要する経費の補助を行いました。

さらには、クリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくり(エコタウン)の形成を推進し、調査補助等を行ったほか、エコタウン推進委員会において講演会及び視察会を開催し、併せて、印刷物「みやぎ復興エネルギーパーク」を5,000部作成、配布しました。また、災害公営住宅の屋根貸しによる太陽光発電の導入を進めました。

そのほか、引き続き、良好な森林環境の維持に努め、森林整備を進めました。

今年度から緑地環境保全地域新規指定のために学術調査を行ったほか、継続して沿岸地域の希少野生生物の保護保全対策を実施するとともに、宮城県レッドデータブックを発刊しました。

復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

将来像を実現するための政策 ① 低炭素社会の形成

「低炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を低く抑えた社会のことです。

将来像を実現するための政策 ③ 自然共生社会の形成

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

将来像を実現するための政策 ② 循環型社会の形成

「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えるとともに、廃棄物をできるだけ再利用することで、鉱物などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

将来像を実現するための政策 ④ 安全で良好な生活環境の確保

「安全で良好な生活環境の確保」とは、私たちの健康への影響がない良好な大気・水環境などの生活環境が守られていることで、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を形成するための基盤となるものです。

出典:宮城県環境基本計画【概要版】

① 再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成

再生期における取組のポイント

- エコタウン(スマートシティ)の形成促進
- 省エネルギーの促進
- 水素エネルギーの利活用促進

復旧期	再生期 平成26年	再生期 平成27年
<p>再生可能エネルギー等の導入を支援し、エコタウン形成の促進に取り組む</p> <p>平成24年6月に、震災復興に合わせて再生可能エネルギーの導入を加速化する姿勢を明確にした「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、これに基づき、新エネルギー・省エネルギー設備や住宅用太陽光発電設備の導入支援のほか、防災拠点施設への再生可能エネルギーや蓄電池の導入支援を行いました。</p> <p>また、沿岸市町や民間事業者等で構成する「みやぎスマートシティ連絡会議」において、実際のまちづくりを行う市町の現状や課題等に関する情報共有を図ったほか、県有地のメガソーラー事業導入について検討を進めました。また、バイオマス利用によるエネルギーの地産地消の取り組みへの支援等、エコタウン形成の促進に取り組みました。</p> <p>そのほか、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりを推進するために、森林吸収オフセット・クレジット制度の普及等を行った結果、県内の3事業体で新たにクレジットを取得しました。</p>	<p>4,792件の住宅用太陽光発電システム 防災拠点となる157施設に対して補助を実施</p> <p>家庭の二酸化炭素排出量の一層の削減や、災害時エネルギーの安心確保のため、住宅の創エネ・蓄エネ・省エネ設備の導入等に対して助成を行いました。住宅用太陽光発電システムの普及を促進するため、4,792件にのぼる県民に対して、その経費の一部を補助しました。</p> <p>環境に配慮したまちづくり(エコタウン)の形成推進のため、2件のエコタウン形成実現可能性調査補助、1件の再エネ推進地域協議会支援補助を実施しました。また、エコタウン推進委員会を開催するとともに、印刷物「みやぎ復興エネルギーパーク」を1,000部作成・配布し、PRを行いました。</p> <p>自立分散型エネルギーの導入を促進するため、「地域環境保全特別基金」(グリーンニューデール基金)を活用し、災害時に防災拠点となる157施設(市町村146施設、事務組合4施設、民間施設7施設)に対して、再生可能エネルギー導入工事等の補助を行いました。</p> <p>「災害公営住宅の屋根貸し事業」では、14市町1,034戸の災害公営住宅において、太陽光発電設備の設置を行いました。また、57世帯に低炭素型浄化槽等設置費用に対し一部補助を行い、家庭にかかる低炭素化と環境負荷低減に寄与しました。</p>	<p>3,376件の住宅用太陽光発電システム 防災拠点となる138施設に対して補助を実施</p> <p>引き続き住宅用太陽光発電システムの普及を促進するため、設置する県民に対し、その経費の一部を補助、3,376件の住宅用太陽光発電設備について補助を実施しました。</p> <p>エコタウン形成実現可能性調査補助ではバイオマスエネルギーの導入可能性調査等を行う4団体にに対し補助を行ないました。また、エコタウン推進委員会において講演会1回及び視察会1回を開催するとともに、「みやぎ復興エネルギーパーク」を昨年度に引き続き5,000部作成しました。</p> <p>「地域環境保全特別基金」では138施設(市町村132施設、事務組合4施設、民間施設2施設)に対して、再生可能エネルギー導入工事等の補助を行いました。「災害公営住宅の屋根貸し事業」では、6市町683戸の災害公営住宅において、太陽光発電設備の設置を行ないました。また、「東北における水素社会先駆けの地」を目指し、環境負荷の低減や経済波及効果が期待できる水素エネルギーの利活用促進に取り組みました。</p>



写真:新設されたメガソーラー(岩沼市)



写真:災害公営住宅のソーラー発電(石巻市)

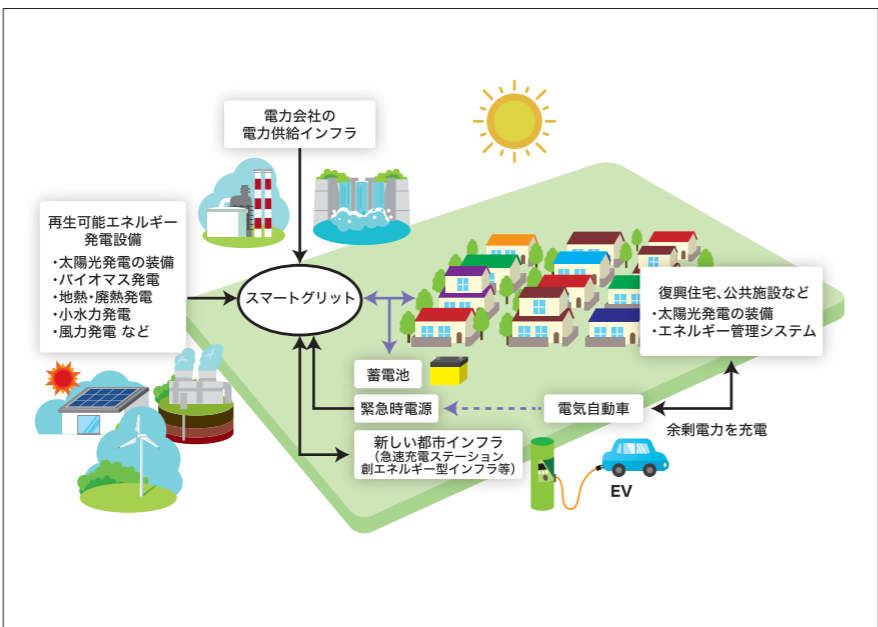


図:宮城県震災復興計画のエコタウンイメージ

② 自然環境の保全の実現

再生期における取組のポイント

- 自然環境の保護体制の確保
- 三陸復興国立公園の再編
- 野生鳥獣の保護管理

復旧期	再生期 平成26年	再生期 平成27年
<p>撤出間伐を主とした森林整備の支援 大気環境モニタリング調査の実施</p> <p>震災により被災した自然環境教育施設の復旧整備を行いました。また、県産材の安定供給や森林整備の推進による木材産業の復興、県土保全など、森林の多面的機能を維持するため、撤出間伐を主とした森林整備への支援を行いました。</p> <p>平成24年度からは仙台湾海浜県自然環境保全地域の学術調査を始め、沿岸被災地における希少生物保護保全対策を進めました。有害捕獲された野生獣肉の放射性物質モニタリングも継続して行いました。</p> <p>災害廃棄物の撤去や処理に伴って、粉じんやアスベストなどによる環境汚染等の被災地の生活環境への影響が懸念されたため、有害大気汚染物質の調査を行いました。平成25年度までには全ての地点で環境基準や指針値を下回り、通常の一般大気環境と変わらない値となりました。</p> <p>そのほか、東京電力福島第一原子力発電所事故により、県内のイノシシとツキノワグマの肉が出荷制限となったことから、有害捕獲されたイノシシ等の肉の放射性物質モニタリング調査を行いました。</p>	<p>保健環境センターを再建 試験検査体制の整備・充実強化を図る</p> <p>県民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、震災で損壊した保健環境センターを再建し、試験検査体制の整備・充実強化を図りました。</p> <p>震災により甚大な被害を受けた地域等の県民生活の保全と、木材資源の長期的な供給を確保するため、県行造林地の契約更新による森林整備(再造林・保育等)を実施し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生への未然防止を図りました。また、森林所有者等が実施する伐採跡地への再造林や撤出間伐等の森林整備を支援し、健全で多様な森林の育成とともに、県産材の供給を図りました。また、沿岸被災地における希少野生動植物の保護・保全対策を実施しました。</p> <p>そのほか、被災建築物の解体が見込まれる2市の6地点において年4回大気中のアスベスト濃度の測定を実施、一般環境と同様の値であることを確認し、公表しました。</p> <p>環境省が震災復興施策として策定したグリーン復興プロジェクトに示された「みちのく潮風トレイル」を県として推進していくため、ワークショップ開催や先進地視察、テストツアー等を実施しました。</p>	<p>伐採跡地の森林機能を早期に回復させ、良好な森林環境を維持するための整備を実施</p> <p>前年に引き続き、県行造林地の契約更新による森林整備(再造林・保育等)を実施し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生への未然防止を図りました。また、森林所有者等が実施する伐採跡地への再造林や撤出間伐等の森林整備を支援し、県産材の供給を促進し、伐採跡地の森林機能を早期に回復し、良好な森林環境を維持するための森林整備を実施しました。</p> <p>引き続き被災建築物の解体が見込まれる2市の6地点において年4回大気中のアスベスト濃度の測定を実施、一般環境と同様の値であることを確認し、公表しました。</p> <p>また、今年度から緑地環境保全地域新規指定のために学術調査を行ったほか、継続して沿岸地域の希少野生生物の保護保全対策を実施するとともに、宮城県レッドデータブックを発刊し、様々な主体との連携や次代への継承を図りました。</p> <p>さらに、有害捕獲された野生獣肉の放射性物質モニタリングも継続して行いました。</p>



写真:名取市の海岸における植樹の様子



写真:大気汚染モニタリング事業



写真:宮城県レッドデータブック